

第 1 7 号 議 案

新宿区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区介護保険条例の一部を改正する条例

新宿区介護保険条例（平成 12 年新宿区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 10 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による特別区民税の賦課期日において区内に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 11 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア、第 16 号ア及び第 17 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 11 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア、第 16 号ア及び第 17 号アに係る部分

に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から、令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において区内に住所を有しない者を除く。)であって、同年度分の地方税法の規定による特別区民税の賦課期日において区内に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者と

みなされた者を含む。)

- (2) 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当し、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5（以下「別表第 5」という。）の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- (3) 地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、新宿区特別区税条例（昭和 39 年新宿区条例第 57 号）第 10 条第 2 項に規定する金額（以下「非課税限度額」という。）から令和 7 年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、非課税限度額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190

万円未満であり、かつ、非課税限度額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第420号)の施行に伴い、令和8年度の介護保険料の段階の判定に関する合計所得金額の計算方法の特例措置等を設ける必要があるため